

お金・暮らしの安全編

2022年（令和4年）4月1日から民法の一部を改正する法律が施行され、一人で有効な契約をすることができる年齢が20歳から18歳に引き下げられます。この成年年齢引下げの動きを踏まえて作成された『社会への扉』を参考に、クイズで「お金」と「暮らしの安全」について確認してみましょう！

Q1 買い物をした後日に代金を支払うことになるのはどれ？

- ① デビットカードで買う。
- ② クレジットカードで買う。
- ③ プリペイドカードで買う。



Q2 クレジットカードの支払方法で、1つ1つの商品の残高が分かりにくいのは？

- ① 36回分割払い
- ② リボルビング払い（リボ払い）
- ③ ボーナス1回払い



Q3 「必ずもうかる投資」ってあるの？

- ① 「必ずもうかる投資」はない。
- ② マルチ商法の仕組みを使った投資は必ずもうかる。
- ③ 専門家なら必ずもうかる投資を知っている。



Q4 製品による事故が発生したとき損害賠償を求めることができる？

- ① 損害賠償はされない。
- ② 製品の代金のみ返金を求めることができる。
- ③ 欠陥による損害であれば、治療費なども含め、広く損害賠償を求めることができる。



Q5 消費生活について相談したいときにかける電話番号は？

- ① 消費者ホットライン118番
- ② 消費者ホットライン188番
- ③ 消費者ホットライン189番



クイズの解答とポイント解説

A1 ② クレジットカードで買う。

- カード会社が代金を立て替えて販売店に支払う。消費者は先に商品を手に入れて、支払期日までに一括又は分割でカード会社に支払う。
- 支払期日までに、お金を用意しておく必要がある。

A2 ② リボルビング払い（リボ払い）

- リボ払いは、月々の支払を一定額又は残高に対する一定の割合に抑えられるが、支払期間が長くなりがちなので、手数料がかさみ、その結果支払総額も増える。
- リボ払いは定期的な支払が続く、残高が分かりにくくなる。
- クレジットカードを使ったキャッシングは、消費者金融からお金を借りるのと同じ。

お金を借りるときは・・・

- 金融機関からお金を借りたら利息を付けて返す。**利息＝借りた金額（元金）×年利（金利）×借入期間**
- 奨学金制度（返済が必要な貸与型）、住宅ローンも借金であることは同じ。借りる前に金融機関が提示する返済計画表を確認し、目的の実現後の返済計画を具体的に考えてみよう。

A3 ① 「必ずもうかる投資」はない。

- 金融商品の中には、元本保証があるものと元本保証がないものがある。
- 一般的に高収益であるほどリスクも高くなる。また、元本以上の損失が発生する可能性のある仕組みの金融商品もある。
- 多様な金融商品が出回っているが、仕組みやリスクをよく理解できていない場合は、絶対に手を出さない。
- リスクをよく理解し、認識した上で投資をすることも、選択肢の一つ。

A4 ③ 欠陥による損害であれば、治療費なども含め、広く損害賠償を求めることができる。

- 製品事故やリコール情報（消費者庁ウェブサイト）をチェックし、安全な生活のための行動をとることが大切。

回収・無償修理等
消費者庁
リコール情報サイト

事故情報データベース

はい、消費生活
センターです！

A5 ② 消費者ホットライン 188番

土日祝も
つながります

消費生活センターはこんな所です



相談は
無料

- 国家資格を持った**消費生活相談員**やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。
- 消費者関連の法律に基づき、解決のためのアドバイスをしたり、必要に応じて事業者との間に入ってあっせん（解決のための交渉のお手伝い）を行ったりして被害の回復を図ります。
- 守秘義務があるので、伺った情報はしっかり守られます。外には漏れません。

「社会への扉」には、「お金」、「暮らしの安全」以外にも契約に関するクイズやワークが収録されています。右のQRコードや「社会への扉」で検索してみてください。

